

議案第10号

守口市地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者プロポーザル選定委員会条例案

守口市地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者プロポーザル選定委員会条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者プロポーザル選定委員会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 地域生活支援拠点等施設整備・運営事業者（以下「事業者」という。）の選定の基準の策定に関する事項
- (2) 事業者の選定に係る審査に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

(委員)

**第3条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者を支援する施設又は事業において経験を有する者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(解嘱等)

**第4条** 委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、審査しようとする事業者の選定に係る公募に参加したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。